

令和4年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について

1. オンライン利用率	1
2. 納付手段別納付件数	2
3. e-Taxの利用拡大に向けた取組	5

- ◆ 国税庁では、政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大を推進しています。
- ◆ 令和4年度においては、所得税申告のオンライン利用率は全体の3分の2を占める水準となったほか、法人税申告のオンライン利用率は9割を達成するなど、令和5年度末の達成目標に向けて、オンライン利用率は着実に上昇しています。今後も中期的なオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指します。

（用語）

- ・ オンライン利用率
申告等各手続の総件数のうち、e-Taxを利用して行ったものの件数（e-Tax利用件数）が占める割合です。
- ・ キャッシュレス納付割合
全納付件数のうち、振替納税、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキングによる電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付の件数が占める割合です。

1 オンライン利用率

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年対比	令和5年度末目標		目標達成期限 /目標値
								令和4年度利 用率との開差		
主要 7 手 続	法人税申告①	% 82.1	% 84.9	% 86.7	% 87.9	% 91.1	ポイント +3.2	% 92	ポイント 0.9	R8/95%
	添付書類を含めたe-Tax割合②	-	-	70.8	72.8	74.1	+1.3	75	0.9	R8/80%
	消費税申告(法人)③	80.1	84.4	85.7	88.7	90.3	+1.6	92	1.7	R8/95%
	所得税申告④	44.0	47.5	55.2	59.2	65.7	+6.5	71	5.3	R8/80%
	消費税申告(個人)⑤	55.1	58.0	67.8	68.4	69.9	+1.5	75	5.1	-
	相続税申告⑥	-	-	14.4	23.4	29.5	+6.1	40	10.5	-
	国税納付手続⑦	23.2	25.6	29.3	32.2	35.9	+3.7	37	1.1	R7/40%
	納税証明書の交付請求⑧	12.7	12.1	10.9	12.9	19.4	+6.5	20	0.6	-
そ の 他 5 手 続	酒税申告⑨	81.8	83.3	87.3	87.2	87.7	+0.5	-	-	-
	印紙税申告⑩	57.6	57.6	60.5	64.2	66.4	+2.2	-	-	-
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑪	61.7	63.7	66.7	69.3	71.1	+1.8	-	-	-
	利子等の支払調書⑫	21.3	22.5	25.5	29.9	31.5	+1.6	-	-	-
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑬	99.1	98.6	98.7	98.1	98.6	+0.5	-	-	-

- (注) 1 目標値については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえて策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和5年10月20日改定・公表)において定めたものです。
- 2 「法人税申告①」及び「消費税申告(法人)③」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
- 3 「添付書類を含めたe-Tax割合②」とは、e-Taxで送信された法人税申告等のうち、主要な別表や財務諸表等、申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合です。
- 4 オンライン利用率の算定に当たっては、分母を申告件数、分子をオンライン利用件数により計算しています。また、「所得税申告④」及び「消費税申告(個人)⑤」については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxにより提出された件数及び地方団体からデータ引継を受けた件数を分母・分子に含み、地方団体を經由し書面で収受した申告書の件数を分母に含みます。
- 5 個人の納税者に係る手続(「所得税申告④」、「消費税申告(個人)⑤」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑬」)のオンライン利用率については、各年度4月から3月までの利用件数を集計していますが、令和元分及び令和2分については申告・納付期限を延長したこと、令和3分については簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたことに伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの集計としています。
- 6 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑪」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

2 納付手段別納付件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
キャッシュレス納付割合	23.2%	25.6%	29.3%	32.2%	35.9%

(単位：万件)

納付手段		割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数
キャッシュレス納付	振替納税	13.8%	623	13.7%	616	13.6%	605	12.6%	606	12.5%	605
	電子納税	8.9%	402	11.2%	501	14.7%	656	18.0%	865	21.4%	1,039
	インターネットバンキング	6.0%	273	7.7%	347	10.4%	464	12.6%	602	14.5%	701
	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	2.9%	129	3.4%	154	4.3%	192	5.5%	263	7.0%	337
	クレジットカード	0.5%	24	0.7%	31	1.0%	43	1.5%	72	1.7%	81
	スマホアプリ	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	15
	小計	23.2%	1,049	25.6%	1,148	29.3%	1,304	32.2%	1,543	35.9%	1,741
キャッシュレス納付以外	窓口での納付	72.2%	3,258	69.8%	3,129	66.4%	2,961	62.7%	3,005	59.0%	2,864
	金融機関窓口	68.9%	3,110	67.1%	3,008	64.1%	2,858	60.5%	2,902	57.1%	2,768
	税務署窓口	3.3%	148	2.7%	121	2.3%	103	2.1%	103	2.0%	95
	コンビニエンスストア	4.6%	207	4.6%	208	4.3%	194	5.2%	247	5.1%	246
	バーコード	4.0%	182	4.1%	185	3.4%	152	3.6%	173	4.0%	195
	QRコード	0.6%	25	0.5%	22	0.9%	42	1.5%	74	1.1%	51
	小計	76.8%	3,465	74.4%	3,337	70.7%	3,155	67.8%	3,252	64.1%	3,110
合計	100.0%	4,514	100.0%	4,484	100.0%	4,459	100.0%	4,795	100.0%	4,851	

(参考1) オンライン利用件数

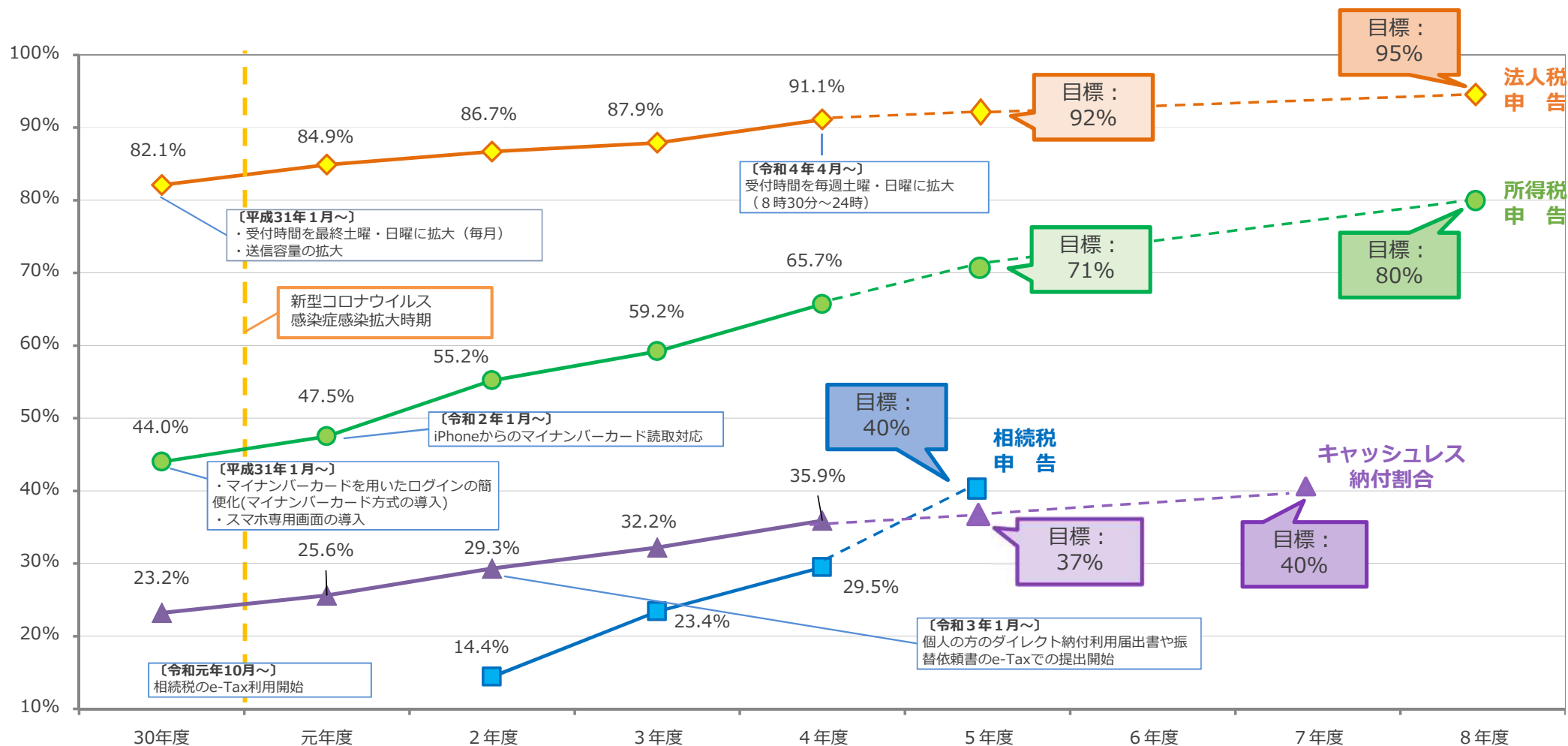
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年対比
	件	件	件	件	件	%
法人税申告①	2,268,473	2,368,882	2,424,547	2,568,391	2,705,404	105.3
消費税申告(法人)②	1,655,396	1,725,177	1,749,338	1,837,153	1,892,284	103.0
所得税申告③	11,472,798	12,435,802	14,220,417	15,291,265	16,917,255	110.6
消費税申告(個人)④	770,681	805,431	897,514	923,382	885,277	*95.9
相続税申告⑤	—	—	22,847	44,035	61,195	139.0
納税証明書の交付請求⑥	185,854	174,356	247,718	216,480	330,660	152.7
酒税申告⑦	35,952	37,362	37,877	40,165	42,808	106.6
印紙税申告⑧	86,527	86,173	88,760	93,839	96,679	103.0
給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨	2,283,195	2,364,734	2,488,775	2,646,971	2,725,806	103.0
利子等の支払調書⑩	8,161	7,562	7,493	7,095	7,450	105.0
電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪	6,790,648	6,212,791	6,103,817	4,368,892	4,196,274	96.0
(①～⑪の計)⑫	25,557,685	26,218,270	28,289,103	28,037,668	29,861,092	106.5
上記⑫以外の申請・届出等⑬	5,208,659	7,914,376	11,395,736	14,394,790	16,926,085	117.6
合計(⑫～⑬の計)	30,766,344	34,132,646	39,684,839	42,432,458	46,787,177	110.3

※「消費税申告(個人)④」については、令和4年度オンライン利用件数は前年度より減少(対前年比95.9%)していますが、同年度オンライン利用率は前年度より増加(対前年比1.5ポイント増。1頁参照)しています。

(注) 1 個人の納税者に係る手続(「所得税申告③」、「消費税申告(個人)④」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪」)については、各年度4月から3月までの利用件数を集計していますが、令和元分及び令和2年分については申告・納付期限を延長したこと、令和3年分については簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたことに伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの集計としています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

(参考2) オンライン利用率の推移



※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

3 e-Taxの利用拡大に向けた取組

中期的なオンライン利用率目標を設定し、以下のe-Tax利用拡大に向けた取組を行っています。

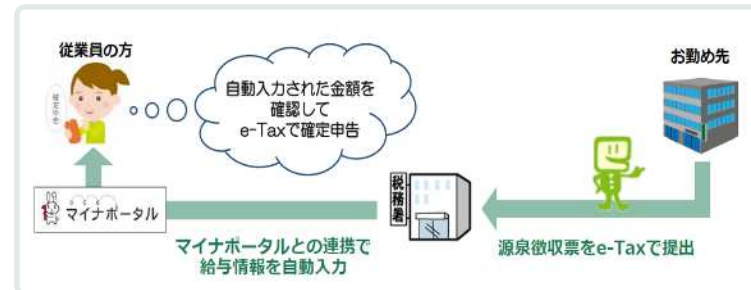
令和4年度における取組

- ◆ 所得税確定申告時期以外についても、原則、土・日・休祝日のe-Tax受付を可能とした。(令和4年4月～)
- ◆ 個人の方向けに、e-Taxに登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」が確認できる「マイページ」の提供を開始した。(令和5年1月～)
- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」において、過去にマイナンバーカード方式で申告した者がマイナンバーカードを利用して申告する場合に、マイナンバーカードの読み取り回数を3回から1回に削減した。(令和5年1月～)
- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」において、スマートフォンで青色申告決算書や収支内訳書の作成を可能とした。(令和5年1月～)
- ◆ マイナポータル連携の自動入力対象を拡大した(1年間分の医療費情報、公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書)。(令和5年1月～)
- ◆ 相続税申告において、ワンスオンリーの原則を踏まえ、添付書類を削減した。(令和5年1月～)

令和5年度以降における新たな取組

- ◆ 添付書類のイメージデータ(PDF形式)による提出について、1回当たりの送信容量を、8MBから14MBへ拡大した。(令和5年5月～)
- ◆ 「マイページ」について、法人の方向けにも利用対象を拡大した。(令和5年9月～)
- ◆ **マイナポータル連携の自動入力対象を更に拡大する(給与所得の源泉徴収票情報(令和6年2月～)、小規模企業共済等掛金の控除証明書(iDeCo等)(令和6年1月～)、国民年金基金掛金の控除証明書(令和6年1月～))。**
- ◆ 「受付システム」、「e-Taxソフト(WEB版)」及び「e-Taxソフト(SP版)」などのソフトを統合し、利用者目線に立った導線に整理するとともに、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用可能とするようUI/UXの改善を行う。(令和6年5月～)
- ◆ 税務手続のデジタル化にとどまらず、税務行政の将来像2023に基づき、事業者のデジタル化にも積極的に取り組んでまいります。

(給与情報の自動入力のイメージ)



(税務行政の将来像2023)

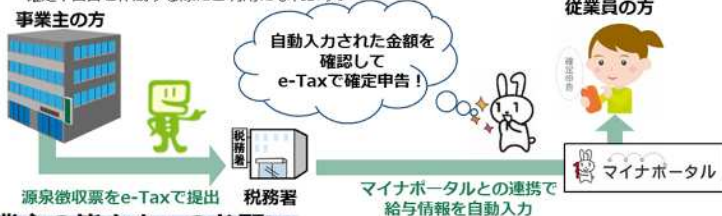


(参考) 給与情報の自動入力の事業者向け広報チラシ

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Tax で提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



e-Taxソフト (WEB版) で源泉徴収票を提出できます!

! e-Taxソフト (WEB版) の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト (WEB版) のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト (WEB版) へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト (WEB版)」をクリック
または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。
⑤で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います (e-Taxソフト (WEB版) を初めて利用する場合のみ、⑤の手続が必要です。)

※事前準備の案内動画はこちら



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信!

! 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。



eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk (対応税務ソフトを含みます。)を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)

